

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 6 日

各都道府県建設業協会 御中

社団法人全国建設業協会
事 業 部

印紙税の税率の特例措置延長について

平素は本会の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 23 年 4 月 1 日に「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、印紙税軽減に係る特例措置の適用期限が、平成 23 年 6 月 30 日まで延長されました。

つきましては、貴会会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

以上